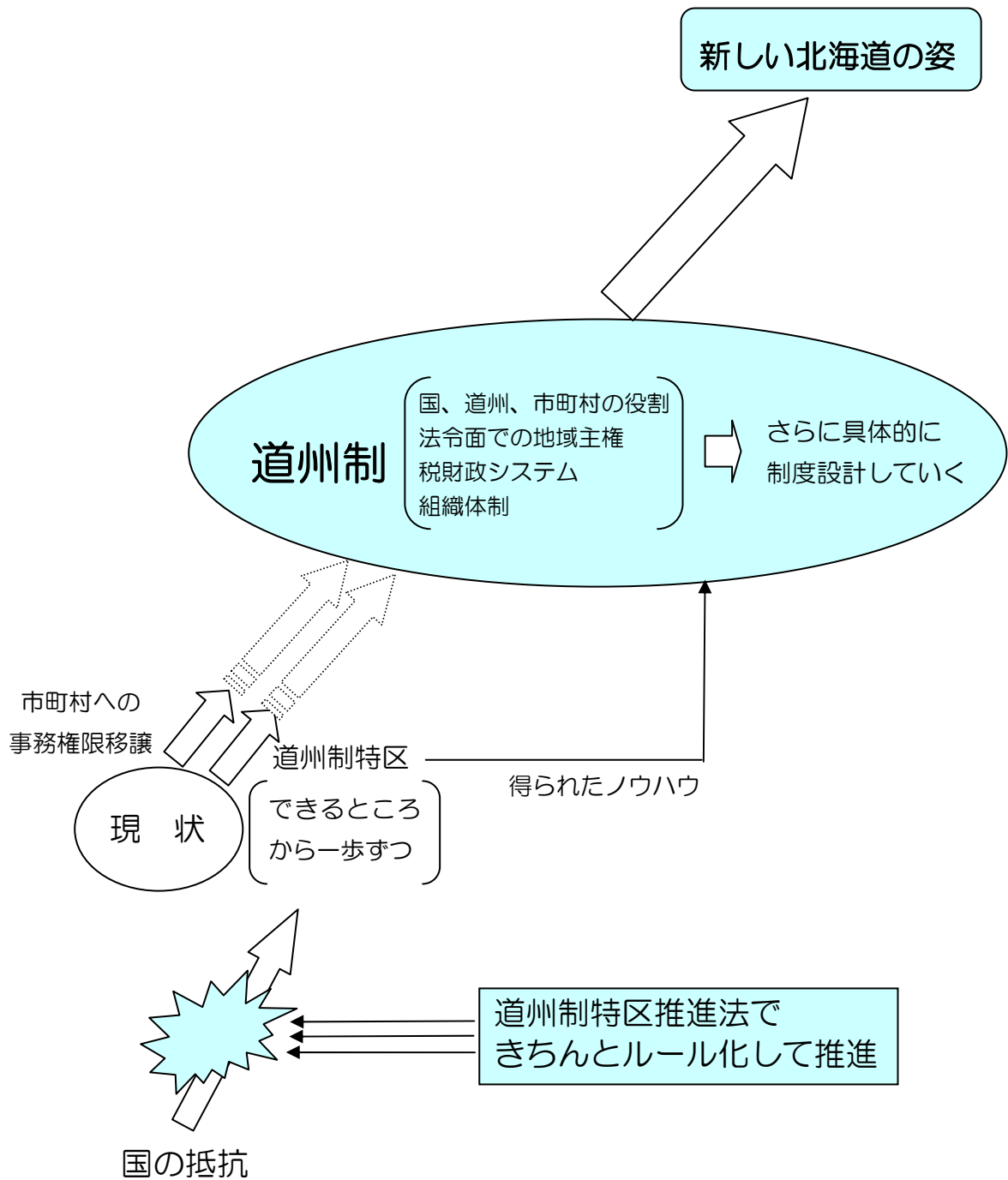


道州制と道州制特区



17. 10
- 自民党道州制調査会北海道検討小委員会中間報告で、「北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する」とされる
 - 全国知事会道州制特別委員会で、北海道道州制特区推進法の早期制定を求める緊急アピールが採択される
17. 12
- 道議会で、「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が採択される
18. 1
- 高橋知事から内閣府櫻田副大臣に対し、北海道道州制特区推進法の制定と、権限移譲に当たっての財源措置として北海道道州制特区推進交付金の制定等を要請
18. 2
- 自民党道州制推進議員連盟が、北海道道州制特区推進法の試案を決定し発表(1日)
 - 高橋知事と内閣府櫻田副大臣とで、自民党道州制推進議員連盟の試案に対する意見交換を実施(5日)
 - 自民党道州制調査会(7日)
 - 自民党道州制調査会北海道検討小委員会(8・14・15・21・22日)
18. 3
- 自由民主党タウンミーティング開催(帯広、北見、旭川、札幌)(4・5日)
 - 内閣府から北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)が示される。(6日)～【資料2-1】
 - 北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)に対する道の考え方を発表(8日)～【資料2-2】
 - 自由民主党道州制調査会北海道検討小委員会において、高橋知事が北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)に対する道の考え方を説明。(15日)

1 目的・趣旨

- ・ 地域の特性に応じた事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資する。
- ・ あくまでも現行都道府県制を前提とした取組。

2 事務の移譲項目

- ・ 北海道から提案のあった13項目のうち、可能なものを移譲。
- ・ 道路、河川については、閣法で提案するに当たって、最低限盛り込まなければならない事項。第一段階の移譲として他県並みの制度とし、更なる移譲（基幹的なもの以外）については、今後要検討。
- ・ その他の項目については、今後検討を進め、必要に応じて（今後の道州制特区推進法改正により）追加。

3 財政措置

- ・ 移譲する道路、河川等の公共事業に関し、現在国が当該事業に要していた国費について、原則として交付金等として北海道に交付。
- ・ 交付金の用途は、移譲される道路、河川等の公共事業に限定。目的別に交付。ただし、その範囲において弾力的な執行に配慮。
- ・ なお、道州制特区は北海道の自立を促進するものであることから、5年後から移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置について段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する。

4 職員

- ・ 事務の移譲に関連して、国及び北海道においてスリム化を徹底。
- ・ 事務の移譲に伴い必要な人員については、北海道において国からの職員を受け入れることとする。国から北海道へ移籍する職員の退職金相当額については、北海道の負担に配慮。

5 見直し

- ・ この法律の施行から5年後、財政措置も含めて必要な見直しを行う。

※ 下線部については、閣法として提案するための最低条件

北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方（検討素案）

* なお、本案については、政府部内における十分な調整が今後必要

1 目的・趣旨

北海道の区域を「道州制特別区域」（以下「道州制特区」という。）として設定し、当該地域の特性に応じた事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資することを目的とする。

2 概要

（１） 国及び北海道の責務

- ・ 国は、道州制特区を推進するため、国から北海道への事務の移譲及び北海道から市町村への事務の移譲等が円滑に進むよう、必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 北海道は、区域内の市町村の自主的な合併の推進、区域内の市町村への事務の移譲等に努める。

（２） 道州制特区推進計画の作成等

北海道は、以下の事務処理等の特例措置を踏まえた道州制特区の取組方針、具体的目標、住民の生活の利便性の向上を図るための施策等の事項を定める道州制特区推進計画を作成し、公表する。

国は、北海道に対し、道州制特区推進計画に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

（３） 事務処理等の特例措置（別紙１参照）

道州制特区の推進を図るため、国の地方支分部局が実施している事務を北海道知事に移譲する。

（４） 財政措置：交付金の創設（別紙２参照）

国は、北海道知事に対し、道州制特区推進計画に基づく道路、河川等の公共事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金等を交付することができる。

その際、当分の間、事業等の円滑かつ確実な実施のために必要な額の交付金等を交付する。

※ 現在国が移譲する公共事業に要していた経費について、道路・河川等特定の目的別の交付金等として交付する。

(5) 国の権限に属する事務の移譲の要請

北海道知事は、議会の議決を経て、国に対し、道州制特区を推進するため国の権限に属する事務を移譲するよう要請することができる。

(6) 道州制特区推進本部の設置

道州制特区を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特区推進本部を設置する。

(7) 経過措置

・ 国有の財産等の譲渡等

事務が移譲される際に、現に当該事務の用に供している国有の財産等について、北海道において引き続き当該事務の用に供する必要があると認められる場合には、国有の財産等を北海道に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

※ 職員の引き継ぎについて

- ・ 事務の移譲に関連して、国及び北海道においてスリム化を徹底。
- ・ 事務の移譲に伴い必要な人員については、北海道において国からの職員を受け入れることとする。国から北海道へ移籍する職員の退職金相当額については、北海道の負担に配慮。

(8) 見直し規定

この法律の施行から5年後、必要な見直しを行う。なお、移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置については、5年後から段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する。

3 施行期日

原則として平成19年4月1日。ただし、事務の移譲については、準備に要する期間を勘案し、事項によって別途施行期日を定める。

『道州制特区』における事務の移譲等について

別紙1

※考え方

- ・道州制特区は、北海道が国の地方支分部局と管轄の範囲が同じであるという地域特性に鑑み、二重行政の改善に向けた取組を進めようとするものであり、まずは地方支分部局が実施している事務の移譲について検討する。
- ・行政運営の効率化を図る観点から、現在原則として国においてのみ実施されている事務については、今後の検討に委ねるものとする。
- ・今国会に当該事項に関連する法改正が予定されているものについては、法の成立、施行状況等も確認した上で、改めて検討する。
- ・全国的統一性の極めて高いものについては、慎重に検討する。

この考え方に沿って北海道の提案を整理

関係省庁	北海道からの提案のうち、当面の検討対象となる事項	北海道からの提案のうち、中長期的な検討対象となる事項	(参考) 将来の全国的な道州制導入の議論等に併せて検討対象となると考えられる事項例
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・理容師・美容師・調理師の養成施設の指定及び監督 ・HACCPの承認及び調査・監視 ・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定及び監督 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立就業支援助成金事業等 ・職業紹介 ・医療保険各法に係る保険医療機関の指導及び監査 ・医薬品及び医療用具の製造業及び輸入販売業の許可 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・民有林の治山事業 ・農業関係事業の経由事務の移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地転用の許可、事前協議 ・保安林の指定・解除 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な土地改良事業 ・漁港
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所法関係の許認可 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小小売商業高度化事業計画の認定等 ・前払式割賦販売業者等に対する営業許可等 	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定の際の大臣同意の廃止 ・砂防事業 ・国道の整備管理(他県並み)(★) ・河川管理(他県並み)(★) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法に基づく許認可 ・過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲 ・国道の整備管理(基幹的なものを除く) ・河川管理(基幹的なものを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二種空港の管理 ・旅行業、ホテル・旅館の登録 ・自動車登録検査 ・港湾
環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護法に係る危険獵法(麻醉薬の使用)及び国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限 	<ul style="list-style-type: none"> ・公害規制基準の設定 ・産業廃棄物処理施設等の基準等の設定 	

- ※当面の検討対象事項の中にも、政省令、告示の改正で足りるものもある。
- ※産業クラスター計画の策定・実施、生活交通維持確保計画の承認は法令上の権限ではない。
- ※経路については、移譲の方向を確認済み。
- ※★印については、政府提案する場合には、最低限盛り込まなければならない事項。
- ※連携共同事業(道路の除雪、入国管理に係る職員の派遣等)についても、工程表に基づき着実に実施。

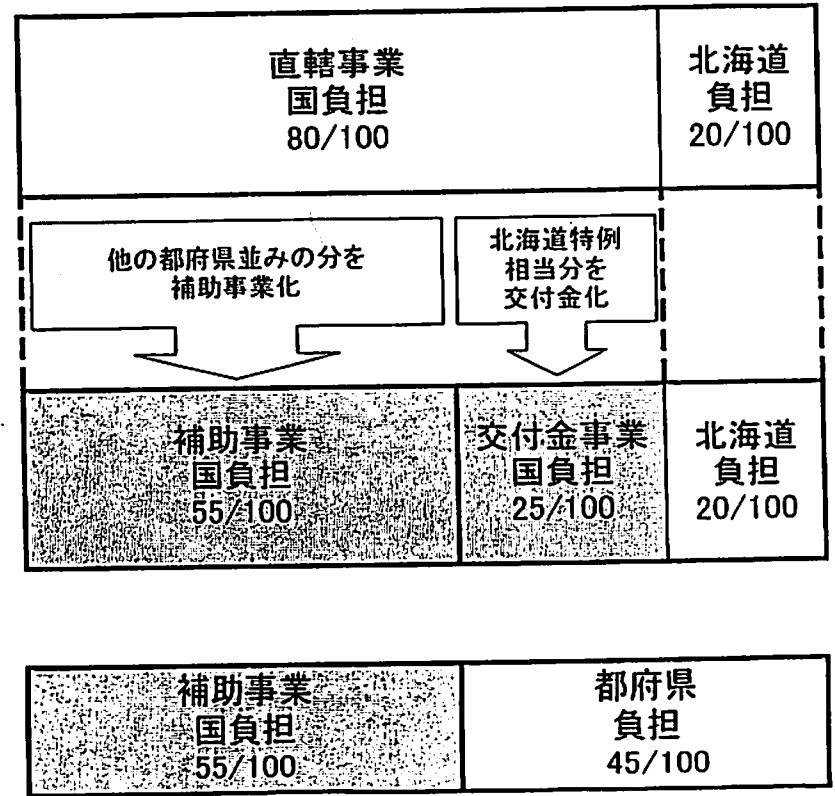
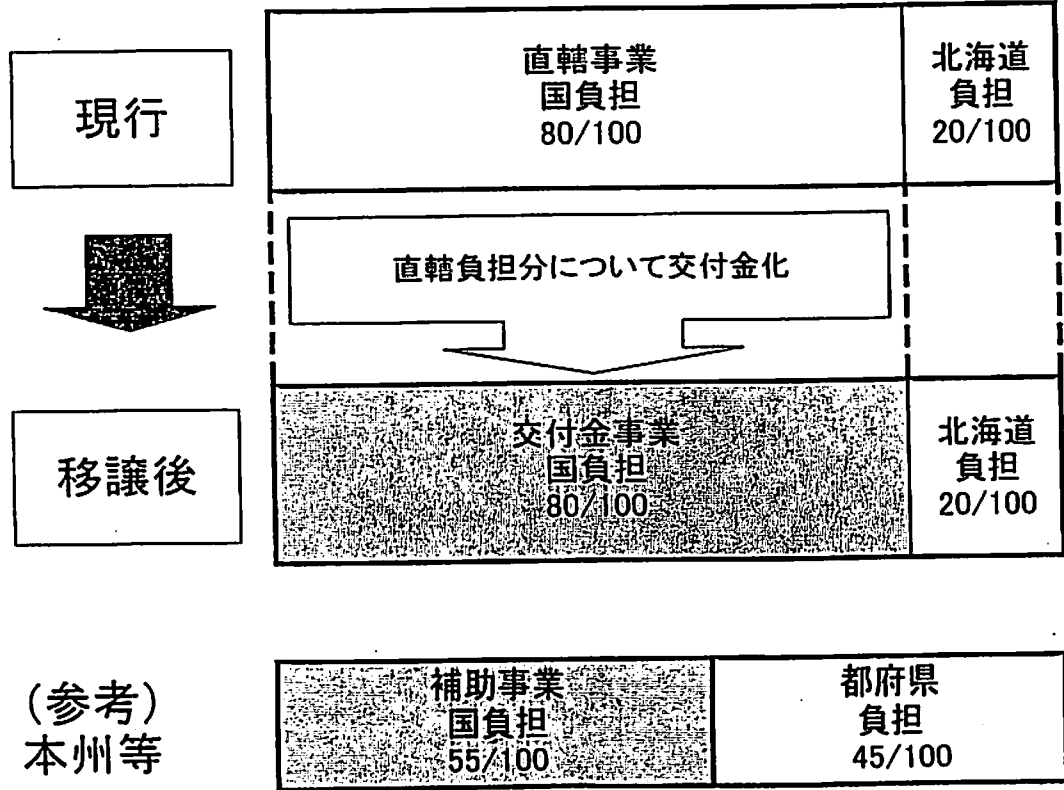
北海道道州制特区推進交付金(仮称)のイメージについて(案)

【例】 道路の改築事業を移譲する場合

A案: 全てを交付金化

B案: 他の都府県並みの部分を補助事業化し、北海道特例相当分を交付金化

4



※ 道路・河川等特定の目的別の交付金を創設

平成18年3月7日

「北海道道州制特別区域推進法案骨子（検討素案）」
に対する道の考え方

道としては、内閣府から示された「北海道道州制特別区域推進法案骨子（検討素案）」については、地方分権を推進する観点が乏しく、また、「北海道特例を含めて財源措置が確実に法律上担保されなければ受け入れられない」という道の主張に沿ったものとなっていない。このままでは到底受け入れることはできないことから、再考を強く要請する。

財源措置については、北海道特例相当分の縮小、廃止が前提とされているものである。

「北海道特例に相当する財政措置について、5年後から段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する」としていることは、特例が定められている北海道の特殊性を無視したものである。

地方分権の観点から十分なものになっていない。

今後の道州制特区を推進する上で、北海道の提案を反映できる仕組みとすべき。

- ・「国の権限に属する事務の移譲の要請」を受けて、国がどう対応するか定めるべき。
- ・「道州制特区推進本部」が果たす役割や、知事の参画を明確にすべき。

交付金について北海道が自主的・効率的に執行できるものとすべき。

・交付金については、全てを交付金化した上で、かつ、整備と管理が一体化した交付金とすべき。また、道の負担の義務づけはすべきでない。

道が提案してきた「条例の範囲の拡大」を盛り込むべき。

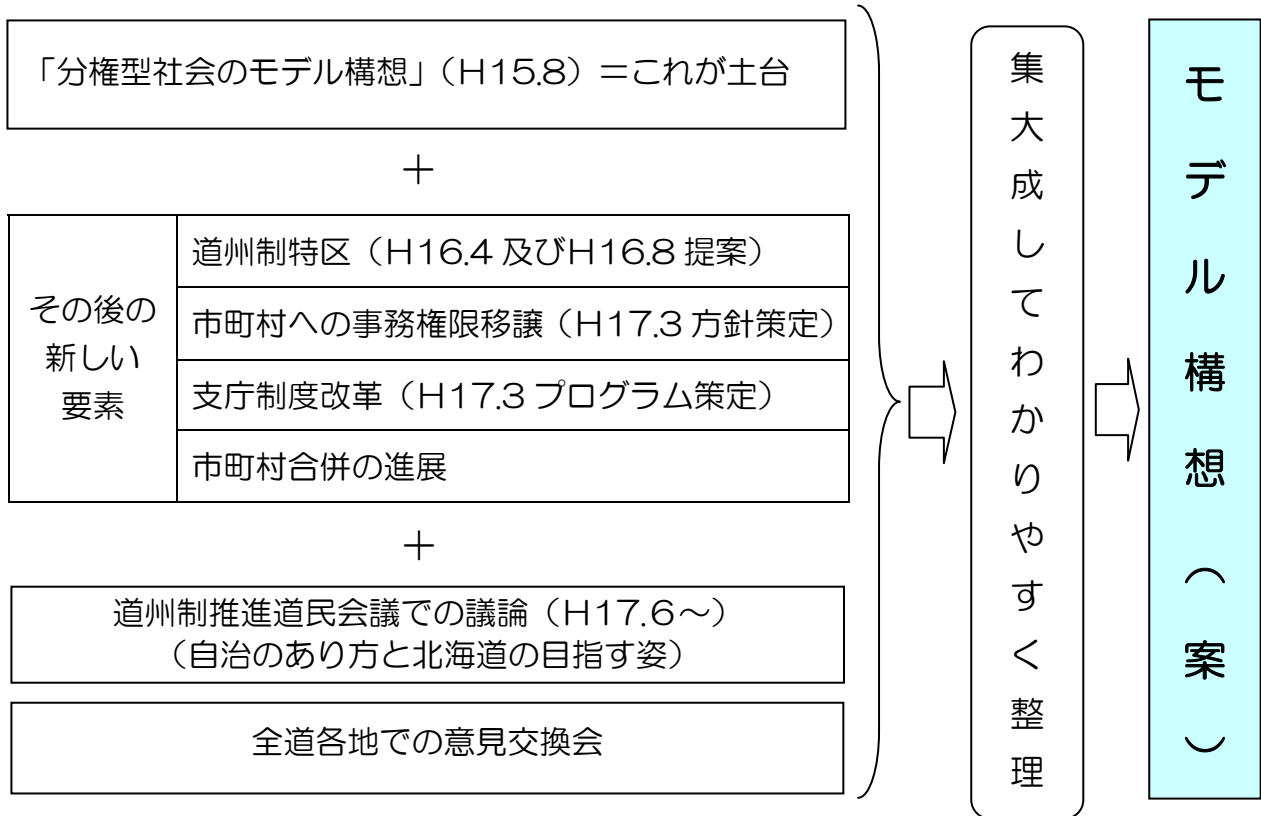
国の職員の受け入れについても、一方的な押しつけになる可能性がある。

権限の移譲に伴う職員については、道として全く受け入れないとしているものではないが、国も道と同等の削減措置（道は5年間で22%）を行うことが大前提であり、その上で執行体制について十分検証し必要な範囲で国に職員の移籍、出向等を求めることになると考えている。

人件費については、国の在籍期間見合いの退職金を含めて当然に国が負担すべき。

モデル構想（案）をお読みいただくにあたって

■「構想案」作成の経過

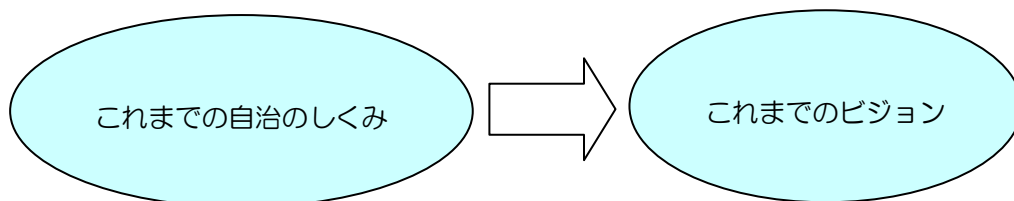


これから1年間道内議論を深めて成案にしていきます。

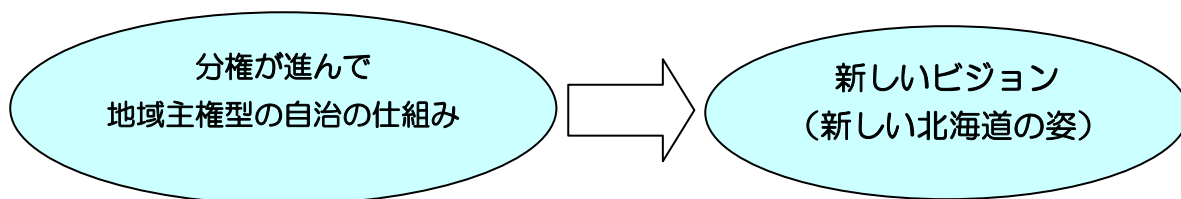
もっと議論して内容を豊かにしていきたいと思えます。


■期待される議論

(これまででは地方分権が進んでいない自治の仕組みを前提にビジョンを考えていました)

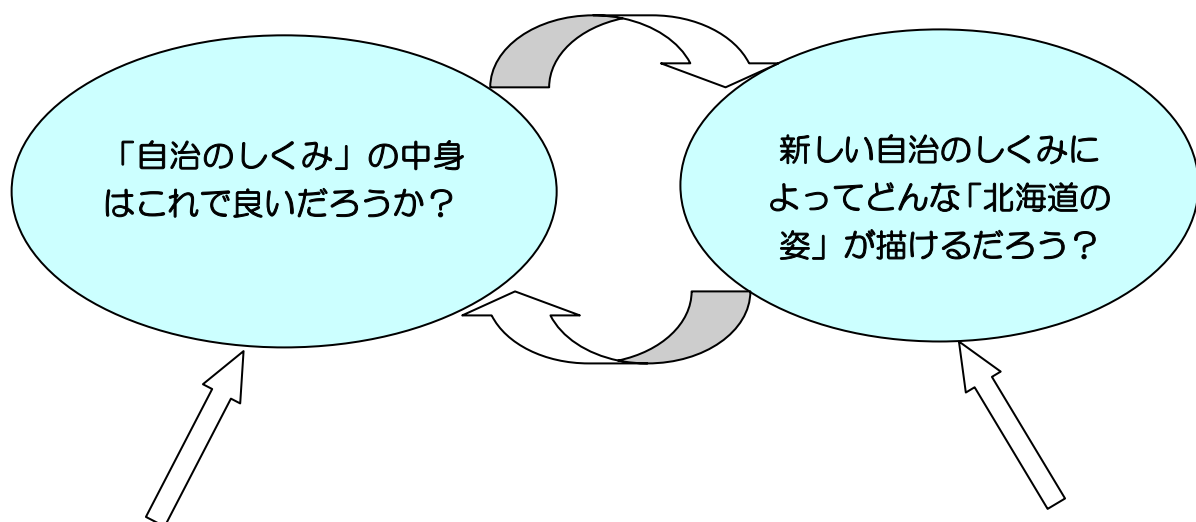


《これからは地方分権が進み地域主権となった自治の仕組みを前提に
新しいビジョンを考えることができます》



そこで… 

〈今回のモデル構想案で期待される議論〉



すでにかかなりの程度を構想案に書き込んでいますがさらにご検討ください。

もっともっと膨らませていく部分です。自由闊達に議論してください。

地域主権型社会のモデル構想 (案)

～北海道の未来と道州制について議論していただくために～

平成18年3月

北海道

目次

第1章 北海道を取り巻く環境

- 1 北海道の現状及びこれから迎える状況 1
- 2 地方分権に関する全国及び北海道の動き 7

第2章 北海道が目指す地域主権型社会

- 1 目指す地域主権型社会の姿 11
- 2 地域主権型社会の実現を目指した自治のかたち —道州制— 13
 - (1) 市町村、道州、国の役割分担 17
 - (2) 市町村、道州の権限 21
 - (3) 市町村、道州の税財政制度 25
 - (4) 市町村、道州の組織 29
 - (5) 地域コミュニティや住民自治 35
- 3 地域主権型社会における将来の北海道の姿 41

第3章 地域主権型社会の実現に向けた取組

- 1 道州制特区 49
- 2 道から市町村への事務・権限の移譲 55
- 3 市町村合併の推進 61
- 4 支庁制度改革 65
- 5 道州制北海道モデル事業 69
- 6 道民や市町村との議論 71

参考資料

- 1 道州制に関する北海道の取組の経緯 78
- 2 道州制特区に向けた提案事項の具体の実現状況（平成18年3月現在） 80
- 3 市町村への事務・権限移譲リストのパッケージ・最小基本単位一覧表
（平成17年3月現在） 93
- 4 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」
（平成18年2月）の骨子 102

はじめに

これからの21世紀、北海道では、人口減少や少子高齢化が急速に進行することが予測されます。また、地方財政が危機的な状況にある一方、国も多額の債務を累積させており、行政は地域課題を解決するための力を急速に失いつつあります。

そのような中、北海道は、住民一人一人が活力をもって生活できる場であり続けることができるのか、高齢者はもちろんすべての道民の皆様が安心して暮らしていける社会であり続けることができるのか、今真剣に問われています。私たちは、住民と行政が一体となって、人口減少や超高齢化を乗り切ることができる、活力があり、安心・安全な暮らしができる地域社会を創り上げていかなければなりません。

私は、そのための社会のあり方が地域主権型社会だと考えています。地域主権型社会は、地方分権をさらに推し進めたものです。官依存、中央依存から抜け出し、地域の課題解決や活性化のために、一人一人の個人が、そして共に力を合わせた住民が、更には地方自治体が、自ら主体的に考え、決断し、行動する社会です。そして、こうした地域主権型社会にふさわしい自治の仕組みが道州制です。

これまで道では、将来の自治の姿について検討を行うため、平成15年8月に、道州制を基本とした「分権型社会のモデル構想」を策定し、これを基に道民の皆様方と議論を積み重ねるとともに、道としての検討を深めてきました。また、道州制特区や道から市町村への権限移譲など、道州制を展望した取組を、できるところから一歩ずつ進めて参りました。

今般、これまでの様々な議論や取組をもとに、今後さらに北海道の将来について道民の方々と議論を深めていくための素材として、「地域主権型社会のモデル構想～北海道の未来と道州制～」を策定しました。今、北海道の将来について道民の方々とビジョンを共有しながら、共に行動を起こしていくことが強く求められているものと考えます。この「地域主権型社会のモデル構想」をもとに、私自身、道民の方々との議論、そして実践に、より一層力を入れていきたいと考えています。

北海道知事

高橋 はるみ

第1章 北海道を取り巻く環境

1 北海道の現状及びこれから迎える状況

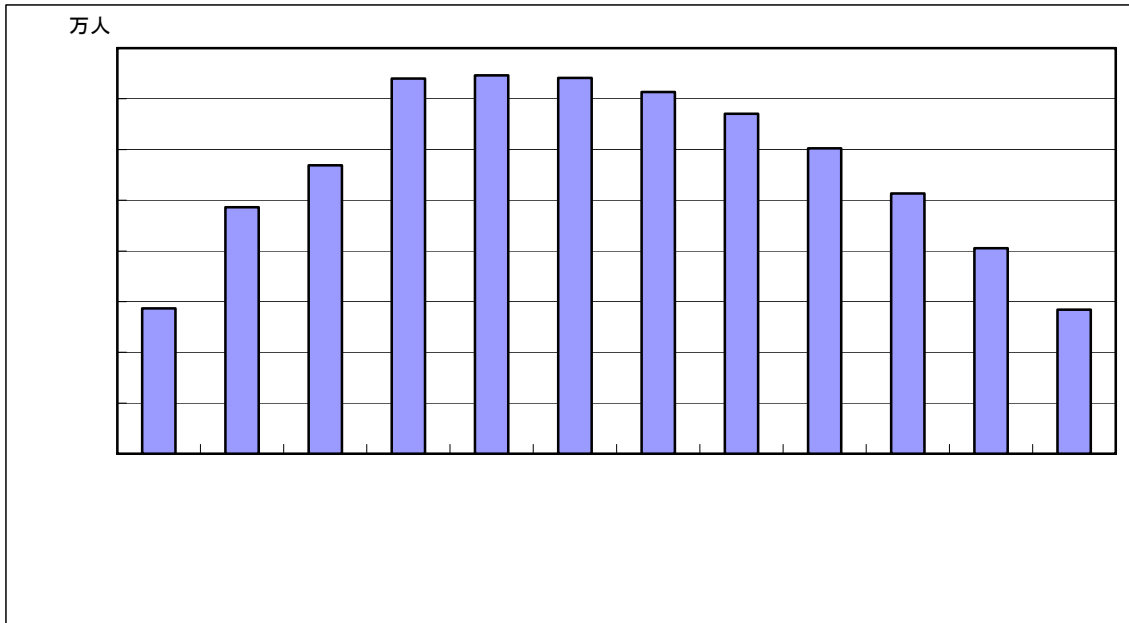
【加速する人口減少】

- 現在、北海道では人口減少が加速的に進んでいます。平成12年の国勢調査では5,683,062人いた人口が、平成17年の国勢調査では5,627,422人（速報値）となり、この5年間に55,640人、約1.0%も減少しています。

- これまで、北海道の人口減少の大きな要因となっていたのは、進学や就職などで道外に人口が流出する社会減でしたが、平成15年からは出生者数が死亡者数を下回る自然減が始まりました。今後は、少子化の進展により一層の人口減少は避けられません。25年後には北海道の人口は約86万人減って477万人にまで減少するとの推計もあります。これは、昭和30年頃と同じ水準です。少子化対策は重要ですが、そのみをもって当面人口減少を止められるものではありません。

- 人口減少の進行は市町村間で大きな差が生じることが予測されています。経済や生活様式の都市化が進む中、札幌や旭川、函館近郊などは人口がそれほど減少しないと見込まれる一方で、平成42年には平成12年と比べて人口が6割以下にまで減る市町村が数多く見込まれています。

◆ 道内人口の推移と将来推計

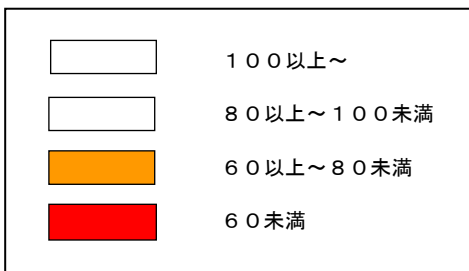


※ 昭和30年～平成12年までは国勢調査確定値

※ 平成17年は国勢調査速報値

※ 平成22年から平成42年までは、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

◆ 道内市町村の将来推計人口



平成12年を100とした場合の
平成42年における推計人口指数

国立社会保障・人口問題研究所

「日本の市区町村別将来推計人口」(平成15年12月)より

(※推計との整合を図るため平成15年12月時点の市町村単位の図となっています。)

